

## 700MHz 帯高度道路交通システムの陸上移動局の識別符号について

令和 5 年 10 月 1 日

一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター

電波法施行規則第六条の二第二号に該当する識別符号は、総務省告示第 446 号により一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター（TELEC）が管理する者と定められております。

TELEC が管理する識別符号は、「お客様コード」及び「予備コード」になり、その手順は以下のようになります。

- 1 技適もしくは工事設計認証の申込前に、技適申込者もしくは認証取扱業者におかれましては、所定の申込書により識別符号のお申込を頂きます。
- 2 TELEC はすみやかに 48 ビットの識別符号のうちの「お客様コード」及び「予備コード」を通知書として発行し、管理を行います。識別符号の構成としては下記になります。  
お客様コード : 10 ビット  
予備コード : 10 ビット  
個別コード : 28 ビット
- 3 識別符号のお申込者は、「お客様コード」「予備コード」に続く個別コードを、お申込者の管理しやすい番号で任意で使用し、その番号に対応した製造番号の無線設備に識別符号を装備することになります。

個別コードの数を超えて使用したい場合には、再度 TELEC にお申込を頂くこととなります。その際には、以前使用したお客様コード及び予備コードを申込書 備考欄に記載して下さい。

識別符号全体としては 48 ビットですが、TELEC の発行する通知書には、48 ビット前半に当たる 20 ビットの「お客様コード」「予備コード」をブロック毎に 10 進数 3 桁にて表記しておりますので、ご注意をお願いします。

MSB		LSB
お客様コード : 10 ビット (例 : 10 進表示 003)	予備コード : 10 ビット (例 : 10 進表示 001)	個別コード : 28 ビット
例 : 0000000011	0000000001	(お客様の管理)

手数料は、お申込毎に 22,000 円（消費税については外税とする。）となります。請求書を通知書とともに送らせて頂きますので、2ヶ月以内の振り込みをお願い致します。

以上